

2026年6月16日

各位

株式会社 りそな銀行
株式会社 埼玉りそな銀行
株式会社 関西みらい銀行
株式会社 みなと銀行

手形・小切手の全面的な電子化に向けた手形割引の取扱終了について

りそなグループのりそな銀行(社長 千田 一弘)、埼玉りそな銀行(社長 篠藤 慎一)、関西みらい銀行(社長 原藤 省吾)、みなと銀行(社長 持丸 秀樹)は、手形・小切手の全面的な電子化に向けて、手形割引の取り扱いを終了します。

2021年6月に閣議決定された政府の「政府戦略実行計画」に「5年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とした自主行動計画を策定しています。りそなグループとしても引き続き手形・小切手の電子化に向けた取り組みを推進し、お客さまのDX化を後押しします。

➤ 手形割引の取扱期限は2026年9月30日までです

手形期日を問わず、期限を超過した場合は手形割引をご利用いただくことができません^{※1}。手形の振り出しや受け取りをされているお客さまはお取引先とご相談の上、代替手段をご活用ください。

※1 2027年4月1日以降を期日とする手形割引の受付は既に終了しています

手形・小切手の電子化は、現物の紛失リスクの軽減や事務負担の簡素化、印紙税などのコスト削減など、企業間決済の効率化に繋がります。紙の手形・小切手をご利用のお客さまにおかれましては、今後の円滑な取引継続のために、電子記録債権(でんさいネットサービス)やりそなグループ各社のインターネットバンキング^{※2}等の電子的な決済手段のご利用をご検討ください。

※2 りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行はりそなビジネスダイレクト、みなと銀行はみなとビジネスダイレクトをご用意しています

手形割引を含めた融資関連商品・サービスに関する最新の情報は以下よりご確認ください。

https://www.resonabank.co.jp/hojin/tetsuduki/teगतakogitte_denshika_yushi.html

以上